

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（第24回）

議事要旨（開催概要）

1. 日 時 2026年6月17日（水）
2. 開催方法 書面開催
3. 議 題 手形・小切手の交換廃止時期の明確化等について

4. 議事概要

○ 手形・小切手の交換廃止時期の明確化等について

- ▶ 当協会は、2025年3月26日に、「手形・小切手の電子化に関する中間的な評価を踏まえた抜本的な取組み等について～2027年度初からの電子交換所における手形・小切手の交換廃止等～」(以下、「抜本的な取組み等」という。)において、電子交換所における手形・小切手の交換廃止時期を「2027年度初から」としていた。
- ▶ 今般、本年度が「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」(最終目標として、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを掲げている)の最終年度であること等を踏まえ、交換廃止時期を「2027年3月31日」とすることを明確化する。
- ▶ また、「抜本的な取組み等」では、「電子交換所システムの更改は行わない」(保守期限は2029年6月、保守延長は2031年6月まで可能)としており、保守延長の要否は別途、代替手段への移行状況を調査し判断することとしていた。
- ▶ 今般、電子交換所における手形・小切手以外の証券(定額小為替証書、株式配当金領収証等)について、交換枚数の削減に向けた取組みおよび代替決済手段への移行等を進め、これらを通じてわが国の生産性向上およびコスト削減を一層確実なものとするため、「2029年6月末(6月29日)をもって電子交換所における交換の廃止」を決定する。
- ▶ ついては、6月18日(木)に、附属資料(プレスリリース)を全銀協ウェブサイトに公表するため、ご承知おきいただきたい。

(以 上)